

## はじめに

平塚の魅力ある自然、歴史、文化、産業などの特性をいかし、健全な発展と秩序ある整備を図り、活力とにぎわいのあるまち、安心して住み続けることのできるまちを実現するために、平塚市では、平成20年7月1日に平塚市まちづくり条例を施行いたしました。

この条例では、まちづくりの基本理念をはじめ、まちづくりを市民、事業者、市が協働で進めるための仕組みや手続、都市計画法に基づく都市計画の提案手続、開発事業に伴う手続や基準などを定めております。

この条例においては、施行後も社会情勢や市民ニーズの変化等により解決すべき課題が変化していくことから、よりよい条例となるように、適宜必要な見直しを行ってまいります。

